

出雲市公用車車両広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、出雲市広告事業実施要綱（平成19年10月1日告示第287号。以下「要綱」という。）及び出雲市広告掲載基準（平成19年10月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、本市が所有する公用車に対する広告物の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置)

第2条 広告掲載の位置は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに定める。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主（要綱第2条に規定する広告主をいう。以下同じ。）が希望する場合は1ヶ月単位でも認めるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と出雲市が協議のうえ、公用車の運行管理状況等勘案し、定めるものとする。

(広告掲載料及び広告掲載可能個所)

第4条 広告掲載料及び広告掲載可能個所は、別表のとおりとする。ただし、広告掲載料には広告の製作費は含まないものとする。

2 広告掲載料の納付は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

(広告主の募集方法)

第5条 広告主の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(広告の申込)

第6条 広告の申込は、出雲市公用車車体広告掲載申込書（別記様式1）により、市長に申込みをするものとする。

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱及び基準並びに出雲市公用車車両広告デザインガイドラインに基づき、速やかに審査し、その結果を出雲市広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式2）により通知するものとする。

(掲載決定手順)

第8条 掲載申込みのあった広告が、広告枠の数を超える場合は、広告掲載の申し込みを受理した日（以下「受領日」という。）が早い広告を優先して掲載する。

2 受領日が同日の場合は、次に掲げる順序により広告を掲載する。

- (1) 広告掲載を希望する期間の長い広告を優先する。
- (2) 広告掲載を希望する期間が同じ場合は、抽選により決定する。

(広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第9条 第7条により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、自己の責任において広告を作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主負担及び責任において行うものとする。

3 広告掲載、撤去作業の日程については、出雲市と広告主で協議し決定するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 要綱第6条の規定により広告掲載料を返還する額は、広告掲載できなくなった日の属する月から広告掲載予定終了日の属する月までを月割り計算にて積算した額とする。

2 甲の都合等により広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）が連続して7日以上広告掲載期間を満たせない場合は、広告料を返還するものとする。

3 前項の規定により広告料を返還する場合における広告料の日額は、前条第1項に規定する広告料の月額を、当該広告に供することができないこととなった月における広告の掲載開始日から掲載終了日までの日数で除して得た額（その額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）とするものとする。

(保証)

第11条 公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告がき損、又は破損したときは、市が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、対象外とする。

2 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、原状修復するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年10月1日より施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日より施行する。

附則

この要領は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

(別表)

掲載箇所	申込単位	掲載料 (消費税含む) (円)	
		1月 当たり	1年 当たり
側面 (2面)	1台 (2面)	2,030 (2面)	24,360

別記様式1

出雲市公用車車両広告掲載申込書

年 月 日

出雲市長 様

出雲市広告事業実施要綱、出雲市広告掲載基準、出雲市公用車車両広告掲載要領、及び出雲市車両広告デザインガイドラインを遵守のうえ下記により申込をします。

広 告 掲 載 申 込 者	住所又は所在地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	
		ファックス番号	
	業 種		
掲 載 希 望 台 数			
掲 載 希 望 車 種			
掲 載 希 望 期 間			
掲 載 料 金			

第 号
年 月 日

様

出雲市長

出雲市広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込のあった公用車への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、出雲市公用車車両広告掲載取扱要領第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
(理由)
- 2 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 広告掲載料 円
4. その他注意事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。